

「大阪市立木津中学校 いじめ防止基本方針」

令和6年4月一部改正

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうる。」という事実を踏まえ、「互いの人権を尊重し、主体的、創造的に活動できる生徒」育成のために「木津中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- (1) 人権教育・道徳教育を基盤とし、授業や学校行事等の取組みを通じて、子どもたちの自尊感情や自己有用感を育み、いじめを生まない集団づくりに取組む。
- (2) 教職員全員が、学年を越え学校総体として、子どもたち一人ひとりに寄り添い、関わりを持つとともに、きめ細かな情報交換に努める。
- (3) 「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」との認識のもと、教職員が常に、いじめを認知しようとする姿勢を持ち続ける。
- (4) 小規模校の利点を生かし、一人ひとりの生徒に教職員全員が丁寧に声かけ等を行い、日常の些細な変化を見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート調査等の様々な機会をとらえ、いじめを認知する取組みを継続して行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改革について

- ① 全教職員の共通認識のもと、授業規律の確保に努める。
- ② 相互授業参観週間を実施し、教員相互の研鑽の機会を設けるとともに、他学年を含めた生徒観察の機会とする。
- ③ 授業研究を伴う研修会の充実を図り、「わかる授業」の構築に向けた教職員のスキルアップを図る。
- ④ 課題のある生徒に焦点をあて、習熟度別少人数授業等の指導方法の改善に努める。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 体育大会や文化祭等の学校行事の中や普段の学級活動・委員会活動で、一人ひとりの生徒が活動する場を意識的に設けるとともに、全教職員が生徒の頑張りを丁寧に認めていく視点を持ち指導にあたる。
- ② 生徒会や生徒専門委員会の活動を、生徒が自主的に運営できるよう指導していくとともに、全校・学年集会や行事（全校球技大会等）を生徒に運営させていく。
- ③ 地域に学ぶ職場体験学習、地域との合同防災訓練など、地域とつながる活動を通して、地域や社会とのつながりを感じさせるとともに、奉仕することによる喜びを味わわせる。
- ④ **アンケート調査等をもとに、定期的に教育相談活動を実施し、その中で教職員が生徒一人ひとりの言葉を丁寧に傾聴することで、すべての生徒が安心して心を開き、素直に悩みの相談ができる雰囲気を作る。**

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 各学年、「にんげん」集中実践取組期間を設けるなど年間指導計画に基づき人権教育や道徳教育の深化・充実につとめるとともに、学期末ごとに、にんげん実践事後研修会や道徳教育事後研修会を開催し指導内容の共有化を図る。
- ② 常に危機感を持ち、学級で課題が出てきたときには、学級や学年全体での話し合いを行うなど、常に教師と生徒間で課題を共有し、その解決に向けてともに取組みを進められるような学級経営・学年経営に努める。
- ③ 情報モラル教育については、教科の学習や外部講師を招いての講習等を通して、その充実に努める。ネット上の不適切な書き込みは、名誉棄損やプライバシー侵害といった不法行為の危険性が高いこと、面白がってそれに加わってしまったとしても、それが不法行為となり責任を負うことになる場合もあると理解させる。そのような不適切な書き込みを発見した場合は、ただちに大人に連絡できる生徒の育成を目指す。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する努力を怠らない。

- (1) 小規模校の利点を生かし、学年を越えた情報交換を行いやすい職員間の雰囲気を大切にし、全教職員で全校生徒を見ていくことを心がける。
- (2) 気になる生徒や事案については、5W1Hに注意し、記録に残すことを心がける。
- (3) 学期始めごとに、教育相談週間を設け、学級担任と生徒の個別面談を実施し、いじめや問題行動等の早期発見に努める。
- (4) 毎週末に、1週間の学校生活を振り返るためのアンケートを実施し、生徒一人ひとりの些細な変化を見逃さないよう、問題の早期発見に努める。
- (5) 各学期に、いじめアンケートを実施し、その結果に基づき、個別面談等を実施するなど、早期対応を心がける。

- (6) 上記(2)～(4)の取組において掴んだ情報については、担任一人が抱え込まないよう、いじめ防止対策委員会に報告し、必要に応じて職員会議や同和教育委員会、特別支援教育委員会等において、情報交換を丁寧に行い、情報の共有化を積極的に進める。
- (7) 気になる生徒については、スクールカウンセラーと連携し、保護者を含めてカウンセリングを勧める。

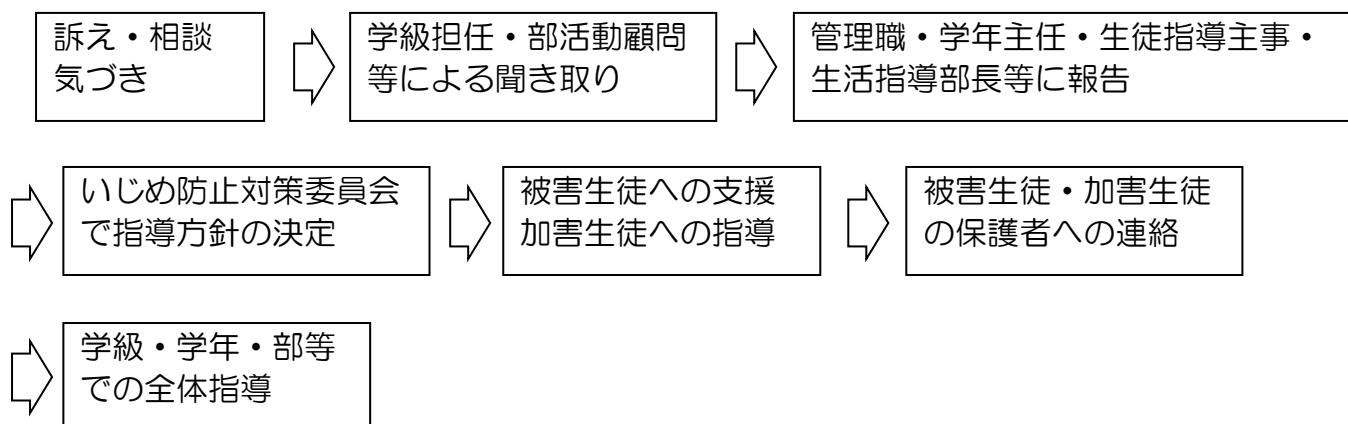
5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案を把握した場合、学級担任から学年主任を通して、生徒指導主事・同和教育主担・管理職へ速やかに報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催し、対応方法について検討する。また、学年だけでなく、全教職員へ職員会議や同和教育委員会、特別支援教育委員会等の会議を通して報告し、情報共有に努める。
- (3) 被害生徒に対して
 - ・ 事実関係の聴き取りと家庭訪問等による保護者への連絡を迅速に行うとともに、徹底して守ることを伝え、できる限り不安を取り除くようとする。
 - ・ 被害生徒が自尊感情を高められるよう留意するとともに、被害生徒が信頼できる人と連携し寄り添い支える体制を作る。
 - ・ 安心して登校できるよう、複数の教職員の協力のもと被害生徒の見守りや別室指導等、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (4) 加害生徒に対して
 - ・ 事実関係の聴き取りと保護者への連絡を迅速に行い、事実に対する理解を得る。
 - ・ 加害生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの責任を自覚させる。
 - ・ 加害生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目をむけ、加害生徒の健全な人格の発達に配慮し成長を促す指導を行う。
 - ・ 状況に応じて、出席停止の措置及び個別指導教室における指導、加害児童生徒等の転校の意思確認、警察等の関係諸機関との連携も含めて、毅然とした対応をする。
- (5) 集団に対して
 - ・ 話し合い活動などを通して、自身の問題として捉えさせるとともに、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
 - ・ すべての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りをめざす。
- (6) 事案内容により、警察や教育委員会等と連携し、専門家チームやSSW等の助言を受け、いじめの早期解決に取組む。
- (7) ネット上のいじめに対しては、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等の専門機関より助言を得ながら、その解決を図っていく。

※ いじめ発見の際の流れ



6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 名称

いじめ対策委員会

② 構成メンバー

管理職、生徒指導主事、教務主任、同和教育主担、生活指導部長、学年主任

※事案対応時には、事案内容に応じて、学級担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等を加える。

③ 役割

- ・ いじめ対策にかかる年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・ いじめに関わる情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いにかかる情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

◇ 調査・相談活動等

- | | |
|-------------------|----------------|
| ○学校生活の振り返りアンケート調査 | 毎週末実施 |
| ○生徒対象いじめアンケート調査 | 年3回（7月・12月・3月） |
| ○教育相談週間 | 年2回（8月・1月） |
| ○生活アンケート調査 | 年2回（8月・1月） |

◇ 研修会

- | | |
|----------|----------------|
| ○生活指導研修会 | 年2回（4月、3月） |
| ○人権教育研修会 | 年3回（7月・12月・3月） |

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ① いじめ防止基本方針を公表するなど学校の指導方針等について理解を得られるよう積極的な情報発信に努めるとともに、保護者・地域と緊密に連携するように努める。
- ② 保護者・地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるように啓発活動に努める。

(3) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画の取組内容に位置づけるとともに学校生活アンケート等の結果を通して取組内容の検証を行う。
- ② いじめ防止対策委員会において、検証をもとに次年度の目標設定・取組内容を検討していく。

7. いじめ重大事案への対処

- (1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- (2) 学校が抱え込むことによって、事態が深刻化することがないよう、大阪市教育委員会の指示のもと、警察署その他の専門機関の援助を求める。
- (3) 学校の対応は、「隠蔽しない」「誠意ある対応に努める」「外部対応窓口は管理職に一本化」を意識することで、信頼の維持や回復に努める。
- (4) 個人情報を除くいじめへの学校対応の記録は、すべて公開の対象となることから、調査組織の設置や調査によって明らかになった事実関係について明確にしておく。
- (5) 被害生徒およびその保護者の不安を払拭することを第一に考え、誠意をもって対応し、求められている情報提供についても、隠蔽することなく提供する。